

福島美少女図鑑ファンクラブ（仮）会員規約

福島美少女図鑑ファンクラブ（仮）（以下「当F C」といいます）は、福島美少女図鑑の活動全般を応援する会員によって構成され、福島美少女図鑑所属モデル及びアンドビープロダクション所属モデル又はタレント（以下、「所属モデルなど」といいます）を応援することを目的とします。会員及び入会申込みをする方は、この会員規約（以下、「本規約」といいます）に同意頂く必要があります。以下を注意してお読みください。

第1条（用語定義）

本規約における用語を以下の通り定義します。

- （1）「福島美少女図鑑」とは、株式会社リンクサプライが発行するフリーペーパー及び所属モデルを意味します
- （2）「会員」とは、本規約に同意のうえ、当F Cに申込み、当F Cより入会の承諾を受けた者を意味します
- （3）「入会申込者」とは、本規約に同意のうえ、当F Cへの入会を希望する個人を意味します
- （4）「会員特典」とは、当F Cが会員に対して提供するサービスを意味します

第2条（運営）

当F Cは、株式会社リンクサプライ（以下、「当社」といいます）が管理・運営します。

2. 当社は、当F Cの管理・運営に関する業務の全部、または一部を当社が適切な監督を行う事業者（以下「業務委託先」といいます）に委託することがあります。このため、会員および入会申込者は、当社が第3条に定める会員特典の提供のために、これに関する業務の全部または一部を業務委託先に委託すること、およびその委託業務に必要な限度において、会員および入会申込者個人に関する情報を業務委託先に提供することを了承することとします。

第3条（会員特典）

会員特典の内容は、以下に定める通りとします。但し、当社は会員特典の内容、その他サービス内容について、事前に会員に対して通知することなく変更できます。また、会員特典の提供が抽選によって決める場合があります。

- （1）会員希望者に福島美少女図鑑本誌の送付
- （2）イベントや撮影会への参加申込み権
- （3）ファンクラブ限定コンテンツの閲覧
- （4）その他の会員特典

第4条（会員申込み）

当FCの申込みは、入会希望者のうち以下の全ての条件を満たした者に限ります。

- (1) 個人であること
- (2) 日本国内に居住していること
- (3) 過去に当FCの会員資格を取り消されたことがないこと

2. 当FCの利用契約は、入会希望者が本規約等に同意の上、当社が別途定める手続きに従い、当FCへの入会申込みを行い、当社が当該申込者を当FCの会員として登録をした時点をもって成立します。

第5条（申し込みの不受理）

当FCの入会申込みの際し、以下のいずれかに該当することを当社が確認した場合、当社は当FCへの入会をお断りする場合があります。入会希望者は予めこれを了承します。

- (1) 申込みにあたり、記載に虚偽があった場合
- (2) 過去に当FCの入会資格の停止、または失効を受けた場合
- (3) 入会希望者が未成年で、親権者等法定代理人の同意を得ていない場合
- (4) その他、当FCの運営等業務の遂行上支障をきたすと当社が判断した場合

2. 当社は、入会を承認した場合であっても、承認した会員が、前条の(1)から(3)のいずれかに該当したと判断した場合、又は会員の権利を利用し転売などの行為が発覚した場合は、承認を取り消すことができます。この場合、当社は会員から既にお支払頂いた入会金、年会費の返金は一切行いません。

第6条（未成年者の申し込み）

入会希望者が未成年の場合、保護者の同意を得た上で申し込みをして頂きます。

第7条（料金）

入会希望者は、当FCへの入会申込みを行うにあたり、以下に定める料金を、第2項で当社が指定する支払方法で支払います。尚、理由を問わず当社は支払われた料金を一切返金しません。

- (1) 年会費1,000円（税別）
- (2) 決済手数料など。購入ページに記載の金額

2. 入会希望者は、以下各号に定めるいずれかの支払方法を選択することができます。

- (1) クレジットカードによる支払い（square 決済）
- (2) 銀行振り込み
- (3) 現金書留
- (4) 福島美少女図鑑モルティスタジオにて現金払い

3. 第9条1項に定める会員期間を超えて利用を希望する会員は、会員有効期限の満了日ま

で第4条第2項の定めに従い、再度当F Cの利用契約を締結するものとし、本条第1項第1号に定める年会費を支払うことで、会員期限満了日の翌日からさらに1年間、継続して当F Cを利用することができます。

第8条（当F Cの会員資格の停止および失効）

当社は、会員が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、直ちに会員の資格の全て、又は一部を停止、又は失効させることができます。

- (1) 当F Cの利用にかかる全て、又は一部の支払いが滞った場合
- (2) 会員が本規約等に違反又はその恐れのある場合
- (3) 会員が死亡又は権利能力を失った場合
- (4) その他、会員として不適切な行為又は当F Cの運営に支障をきたすと当社が判断した場合

第9条（設備等の準備）

会員は、当F Cの利用に際して、当社が別途定める規定に従い、必要となる全ての機器（パソコン、スマートフォン等）の準備、設置、接続および設定、その他あらゆる準備を、自己の費用と責任において行います。

2. 当社は、会員が当F Cを利用するにあたり、必要となる全ての機器との互換性を確保するために、当社の管理する設備、システムもしくはソフトウェアを改造、変更もしくは追加、または当F Cの運営方法を変更する義務を負いません。

第10条（会員期限）

会員期限は、当社が第4条第2項に定める登録を行った日から1年間満了日までです。

（例）2020年1月2日入会完了の場合、会員期限は2021年1月1日まで

2. 第7条第2項のいずれかの支払方法を選択した会員が、会員有効期限満了日までに第4条第2項の定めに従い再度当F Cの利用契約を締結しない場合、当F Cの会員の地位を自動的に失効します。但し、会員有効期限満了日の翌日から起算して1カ月後までに第4条第2項の定めに従い、再度当F Cの利用の継続契約を締結した場合、当F Cの利用契約は会員有効期限の翌日に遡って更新したとみなします。

（例）2020年1月1日に入会完了し、2020年12月31日までに更新手続きをしなかった場合、2020年12月31日に当F C会員の地位を失効します。但し、2021年1月31日までに更新手続きを行った場合、2021年1月1日に遡ってF C会員の地位を更新継続したとみなします。

第11条（退会）

会員は、会員有効期限内に退会（利用契約の解約）を希望する場合、当 F C の問合せ窓口から当社が別途定める退会手続きを行うか、年会費をお支払い頂かない場合、退会希望とみなします。

2. 当社が、会員による退会を受け付けた日の属する暦月の末日をもって解約が成立します。尚、当社は退会に伴う会費の返還は一切行いません。
3. 会員が本条に定める退会を行った後、再度入会を希望する場合、第 6 条各号に定める料金（入会金・年会費等）が再度発生します。

第 1 2 条（禁止事項）

会員は、当 F C を通じて以下に定める禁止事項に該当する行為、又は該当する恐れがある行為を行ってはなりません。

（1）所属モデルなどに対し、連絡や面会を強要すること。又は当社及びその関連会社に対し、所属モデルなどへの連絡や面会を申し入れる行為

（2）会員特典により得たチケットの先行予約権、チケット、グッズ、その他会員としての資格に基づき有する権利を、インターネットオークション等を含むいかなる販売方法をもって、他人である第三者に転売する等、第三者に対し譲渡、貸与、名義変更、又は質権の設定、その他の担保に供する行為

（3）福島美少女図鑑、他の会員、第三者または当社の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為

（4）福島美少女図鑑、他の会員、第三者または当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為

（5）福島美少女図鑑、他の会員、第三者または当社を差別もしくは誹謗中傷し、又は名誉・信用を毀損する行為

（6）その他、当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、会員が当 F C を通じて行った情報の発信が、前項で定める禁止事項のいずれかに該当し、もしくは該当する恐れがある場合、又はその他の理由で不適当であると判断した場合、当社の判断により会員に事前に通知することなく、以下の措置を行うことができます。

（1）会員が発信した情報削除の実施

（2）会員による当 F C 利用の停止

第 1 3 条（当 F C の利用）

会員は、当 F C と同時に又はこれに関連して当 F C 以外の各種インターネットサービスを利用する場合であっても、それにかかるインターネットサービスに関する規約、契約、利用条件等に拘わらず、当 F C の利用に関しては、本規約等の内容に従います。

2. 当 F C の利用に関連して、会員が他の会員、第三者、もしくは当社に対して、損害を与

えた場合、又は会員と他の会員、もしくは第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任で、かかる損害を賠償又はかかる紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えません。

3. 会員は、自己の責任において、ID 及びパスワードを管理及び保管するものとし、第三者に対して売買や譲渡、担保提供その他の処分をせず、貸与その他の方法で利用させないものとします。ID 及びパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用などにより会員、第三者、又は当社に生じた損害についての責任は会員が負い、当社は一切の責任を負いません。

第14条（知的財産権の帰属）

会員は、当FCを通じて当社が会員に提供する情報（映像、音声、イラスト、文章等を含むがこれらに限られない。以下同じ）に関する著作権等を含む知的財産権、その他一切の権利が、当社または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものであることを確認します。

2. 会員は、当FCを通じて当社から提供される情報について、自己の私的使用の目的にのみ使用するものとし、複製、商業目的での利用、または他者への転送や一般公衆が閲覧できるホームページ等への掲載などを行ってはけません。

第15条（会員特典の提供）

当社は、理由の如何を問わず会員に事前の通知をすることなく、会員特典の全部又は一部の変更、追加または廃止ができます。

2. 会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他入会申込時に当社に届け出た内容に変更が生じた場合は、所定の方法により速やかに変更の手続きを行います。会員からの登録内容の変更がされないことによって、あるいは変更が遅れたことによって、当FCからの特典の送付、または通知が会員に到達しなかった場合、当社は一切の責を負わないものとします。

第16条（会員情報の取り扱い）

会員は、当社が会員情報を当FC運営目的の他に、以下の各号に定める場合に利用し、または第三者に提供することがあることに同意します。

- (1) 当社が他社に対し、FCに関わる制作、運営などを業務委託する場合
- (2) 当社が会員に対し、会員特典の追加もしくは変更のご案内、または緊急連絡等を電子メール等で通知する場合、または電話等により連絡する場合
- (3) 当社又は当社の提携先等、第三者の提供するサービスや商品に関する広告宣伝又はその他の案内を、電子メール等で通知する場合、もしくは当FC上その他会員の情報端末機器の画面上に表示する場合

(4) 当社が、当F Cに関する利用動向を把握する目的で、会員情報の統計分析を行い、個人を識別できない形式に加工して、利用または提供する場合

(5) 警察署、行政庁、裁判所等国の機関から、法的な義務を伴う開示要求へ対応する場合

(6) 会員から事前に同意を得た場合

2. 前項第1号の規定にもかかわらず、会員は会員情報および本F Cの利用履歴を利用しての当社からの情報の提供や問合せの受領を希望しない場合には、当社に対してその旨請求でき、当社はそれにかかる会員の請求に応えるように努めます。但し、かかる当社からの情報の提供や問合せが、会員に対する当F Cの提供に関連して必要な場合には、この限りではありません。

第17条（免責条項）

当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、当F Cの運営に関して会員に生じた損害につき一切の責任を負いません。

2. 前項の定めに拘らず、いかなる場合においても当社は当F Cの運営に関して、以下に定める会員に生じた損害について一切の責任を負いません。

(1) 天災地変などの不可抗力、その他当社の責に帰すべからざる事由から生じた損害

(2) 当社の予見の有無に拘らず、特別な事情による損害

(3) 情報の消失、毀損等による損害を含む、逸失利益

第18条（当F Cの中断または中止）

当社は、次のいずれかに該当する場合、自らの判断により当F Cの全て又は一部の運営を中断又は中止することができます。

(1) 火災、地震、洪水等の天災、戦争、動乱、騒乱等の事変、停電、労働争議、通信障害、日韓外交問題、その他の非常事態が発生し又は発生する恐れがある場合

(2) 当F Cに関連する当社指定のサーバ、その他当社が運用もしくは管理する設備の保守を定期的にまたは緊急に行う場合

(3) 当F Cに関連する当社指定のサーバ、その他当社が運用または管理する設備、ソフトウェア等の異常、故障、障害その他当F Cを運営できない事由が生じた場合

2. 当社は、前項各号の規定により、当F Cの全て又は一部の運営を中断又は中止する場合、自らが適当と判断する方法で、事前に会員に対しその旨を書面もしくは電子メールにて通知、又は当F C上で告知するものとします。但し、緊急の場合当社はそれにかかる通知または告知を行うことなく、当F Cの全て又は一部の運営を中断又は中止することができます。
3. 当社は、当F Cの全て又は一部の運営の中断又は中止によって生じた会員および第三者の損害につき、一切責任を負いません。

第19条（権利義務の売買や譲渡禁止）

会員は、当F Cの利用契約に基づく権利又は義務の全て又は一部を他人である第三者に売買や譲渡又は担保の目的に供してはいけません。

第20条（本規約等の変更等）

当社は、当社が会員に対して書面もしくは電子メールにて通知又は当F C上に掲示することにより、本規約等を適宜変更することができます。

2. 会員は、当社に対して前項の通知または告知の日から起算して1週間以内に、第10条第2項の定めに基づき、当F Cの利用契約の解約を申し入れない限り、前項の変更について承諾したものとみなします。

第21条（準拠法）

本規約等の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されます。

第22条（協議・解決）

本規約等の規定の解釈、又は本規約等に規定なき事項について、会員と当社との間に紛争または疑義を生じた場合、その都度両者誠意をもって協議解決します。

第23条（合意管轄裁判所について）

本規約に関し裁判上の紛争が生じたとき、福島地方裁判所郡山支部または郡山簡易裁判所を専属的合意裁判所とする。

附則

2020年3月2日から施行する